

< 談話 >

第5次男女共同参画基本計画の閣議決定をうけて

2020年12月25日

日本婦人団体連合会

会長 柴田真佐子

政府は、本日第5次男女共同参画基本計画を閣議決定しました。

日本婦人団体連合会は、日本のジェンダー平等に向けた取り組みを国際基準に合致させ、憲法と女性差別撤廃条約に基づく基本計画とするために、具体的な要望をしてきました。策定された計画には、計画案に対する多数のパブコメや要望を反映した内容もある一方で、ジェンダー平等推進反対勢力の圧力に屈してこれまでの計画より後退した項目もあることは重大な問題です。

「計画」は、2003年に掲げ第4次計画でも保持した「202030」目標（2020年までに指導的地位の女性30%を目ざす）未達成の原因の責任ある検証もせず、目標達成を「2020年代の可能な限り早期に」と先送りしています。これでは、ジェンダーギャップ指数153カ国中121位（2019年発表）というジェンダー平等の遅れから脱却できません。2030年までに50%を目ざすという国際水準に見合った計画とすべきです。

選択的夫婦別姓制度の導入については、寄せられた多くのパブコメすべてが賛成意見であり、首相が国会で「政治家として（導入に）責任がある」と答弁したにもかかわらず、第4次計画や当初案に入っていた「選択的夫婦別氏制度」「必要な対応を進める」の文言を削除し「夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方」に関し…「更なる検討を進める」と後退しています。さらに、「戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響…も考慮」と、自民党内反対派の意見が色濃く反映されています。選択的夫婦別姓導入は、世論調査でも7割が賛成し、地方議会からの意見書が100を超え、国連女性差別撤廃委員会から再三勧告されている課題であり、直ちに実施すべきです。

女性差別撤廃条約選択議定書の批准については「諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」とあります。20回におよぶ政府の研究会で、もはや批准への障害はないことが明らかになっています。外相の国会答弁どおり「検討を加速」して、女性差別撤廃条約実施に関する第9次報告提出までにすみやかに批准することを求めます。

家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条については、「女性が家族従業者として果たしている役割に鑑み」と言いつつ、「事業所得等の適切な申告に向けた取組を進めながら、税制等の各種制度の在り方を検討する」と、申告方法による差別を継続する内容です。世界の主要国では家族従業者の働き分を必要経費と認めており、女性差別撤廃委員会からも「所得税法の見直し」が勧告され、所得税法第56条の廃止を求める意見書は550自治体で採択されています。差別的な法規である所得税法第56条は廃止すべきです。

婦団連は、今後も第5次男女共同参画基本計画の内容を詳しく検討し、必要な内容の実施を求めていきます。そして、憲法と女性差別撤廃条約に基づくジェンダー平等社会の実現に向け、さらに取り組みを進めます。

以上